

令和8年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和8年4月21日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 15時30分
【場所】 川崎市役所本庁舎復元棟2階 201・202会議室

【出席委員】

教育長 落合 隆	教育長職務代理者 芳川 玲子
委 員 森川 多供子	委 員 西井 孝明
委 員 坂口 緑	委 員 川邊 知美

【出席職員】

教育次長 田中 一平	
総務部長 北川 友明	
教育政策室長 山井 康明	
地域教育推進室長 二瓶 裕児	
教育環境整備推進室長 大村 誠	
職員部長 宮川 匡之	
学校教育部長 細見 勝典	
学校教育部プロジェクト推進担当部長 堅月 基	
健康給食推進室長 神谷 佳秀	
生涯学習部長 加島 晃	
総合教育センター所長 大野 恵美	
庶務課長 田中 誠志	
庶務課担当課長 森 達也	
教育政策室担当課長 山口 弘	
庶務課課長補佐・庶務係長 瀧澤 和義	生涯学習推進課長 大島 健之
庶務課課長補佐・法制係長 江上 史雄	生涯学習推進課担当課長 米井 克子
庶務課職員 佐々木 愛歌	生涯学習推進課担当係長 横田 和也
指導課長 小竹 誠	教職員人事課長 武田 充功
指導課担当課長 山本 大	教職員人事課担当係長 齋藤 遼平
指導課担当係長 宮嶋 恵太	学校教育部プロジェクト推進担当課長 橋本 朋行
支援教育課長 須藤 良	指導課担当係長 諏佐 達哉
総合教育センター総務室長 並木 久美子	指導課指導主事 阿部 功嗣
総合教育センター総務室担当係長 武田 雅規	
庶務課担当係長 関橋 正貴	
庶務課職員 佐藤 秀行	

【署名人】

教育長職務代理者 芳川 玲子	委 員 森川 多供子
----------------	------------

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【落合教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、この4月に川邊委員が新たに教育委員会委員に就任されましたので、川邊委員から一言御挨拶をお願いいたします。

【川邊委員】

皆様、はじめまして。今年度より新しく参加させていただきます。川邊と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

私は現在、久地小学校で学校司書と食事指導補助員として働いております。日々、子どもたちの表情に近い場所で過ごしています。家庭のほうでは、高校3年生と中学校1年生の娘を持つ母親でもあります。

昨年度までの8年間、小学校のPTA会長を務めておりました。また、6年前から地域教育会議にも携わり、地域と学校をつなぐ活動も続けています。それから、週に2回ほど、放課後バスケットボールのスクールの指導も行っております。また、ちょっといろいろやってみて、寺子屋の先生と、あと、地域図書の図書館部会というものもやっております。

私自身、これまでの人生、バスケットボールしかしていない人生を送っておりました。皆さんも御存じかと思うんですけども、他地区のほうでプレイをさせていただいていますが、本当に僅かな期間だったんですけども。なので、本当に勉強をあまりしてこなかった人生ですので、今が一番勉強をしているのではないかと思います。

現場で子どもたちと向き合いながら、また、保護者の一人として感じるのは、今の教育現場が、学校も家庭も、大人に余裕がないんだなというのも常々感じております。子どもたちが、もう少し純粋に学校に来るのが楽しいなと思える環境をどうつくっていくか、また、現在の現場の保護者などの温度感、視点を大切にしていきたいなと思っております。

どうぞ、これからよろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を進めていきたいと思います。

2 開催時間

【落合教育長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 会議録の承認

【落合教育長】

2月の定例会の会議録を事前に配付し、御確認いただいていると思いますが、承認してよいでしょうか。

【各委員】

＜承認＞

【落合教育長】

それでは、承認いたします。

4 傍聴（傍聴者 1名）

【落合教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【落合教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【落合教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

5 非公開案件

【落合教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 7は、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、報告事項No. 8及びNo. 9は、訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第3号に該当するため、報告事項No. 10及び議案第4号は、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、同条ただし書の規定により、非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

＜全員挙手＞

【落合教育長】

全員挙手です。よって、これらの案件は非公開とすることに決定いたします。

なお、報告事項N o. 10及び議案第4号は期日後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

6 署名人

【落合教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

芳川委員と森川委員にお願いいたします。

7 報告事項Ⅰ

報告事項N o. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

それでは、報告事項Ⅰに入ります。

報告事項N o. 1「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項N o. 1につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー01、報告事項N o. 1をお開きください。

初めに、1、臨時代理した事項は、川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定で、組織改正に伴い、所要の整備等を行うものでございます。

次に、改正内容につきまして御説明いたしますので、次のページをお開きください。

規則改正に関連する主な組織改正の内容となっております。

丸番号でお示ししている箇所に沿って御説明いたします。

①につきましては、教育政策室にて区教育・事業調整担当が廃止され、学校運営協議会に関する業務が地域教育推進室に移管されるため、該当規定を削るものでございます。

②につきましては、お示しの取組を推進するため、地域教育推進課を廃止し、地域教育推進室を新設することに伴い、同課の規定を削り、同室の規定を追加するものでございます。

その次のページをお開きください。

③につきましては、お示しのとおり、学校教育部にプロジェクト推進担当を新設することに伴い、事務分掌の規定を追加するものでございます。

その次のページをお開きください。

④につきましては、お示しの市民館・図書館等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関する規定を改正するものでございます。

その次のページ以降に、規則の改正文と新旧対照表を添付しております。

9 ページをお開きください。

組織改正ではない文言整理を行う規定改正もございまして、右側に吹き出しコメントでお示しのとおり、職員部の予防監察・相談調整担当の事務分掌の文言において、所管する業務を明確化するため、予防監察と規定を改めるものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、1、(3)の施行期日は令和8年4月1日、2、臨時代理を行った日は3月26日でございます。3、臨時代理を行った理由は、令和8年4月1日からの組織改正に伴い、同日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項No. 1の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

臨時代理の報告でしたが、組織改正の主な内容についての説明もございましたが、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

【坂口委員】

ちょっとだけ、よろしいですか。

【落合教育長】

坂口委員、どうぞ。

【坂口委員】

1点だけお願いいたします。教育委員会の事務局で、地域教育推進室というのが新たに改正によって新設され、そのうちの二つが令和9年3月31日までの時限的応援体制と書いてあるんですが、これはもう来年度末。今、令和8年です。

【田中教育次長】

1年間のですか。

【坂口委員】

今年度末までなんですか。

【落合教育長】

地域教育推進室長。

【二瓶地域教育推進室長】

これは分離定数という形になりまして、一応、暫定的に1年間の時限的措置をされています。ただ、事業の進捗によっては、特に3番目の居場所づくりというのは、子どもたちの朝の居場所づくりを今後計画期間内に進めていくという形になりますので、恐らく延長、延長という形で、

必要な体制を、また増員が必要であれば増員要求をする。そのような今、時限的な措置になっております。

以上でございます。

【落合教育長】

よろしいでしょうか。

【坂口委員】

はい。以上です。

【落合教育長】

ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 1につきましては、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたします。

どうもありがとうございました。

報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 2「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長からお願いいたします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 2につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー02、報告事項No. 2をお開きください。

初めに、1、臨時代理した事項は、川崎市総合教育センター処務規則の一部を改正する規則の制定で、組織改正に伴い、所要の整備等を行うものでございます。

次に、改正内容につきまして御説明いたしますので、次のページをお開きください。

規則改正に関連する主な組織改正等の内容となっており、移管される事務などを矢印表示と説明コメントにてお示ししております。

初めに、右下にお示ししている改正内容①につきましては、教育政策室にて廃止される二つの担当から、総合教育センターの教育相談センターに共生教育に係る教育プログラムに関する事務が移管されることに伴い、規定を追加するものでございます。

次に、左下にお示ししている改正内容②につきましては、既に総合教育センターから教育政策室に移管されている事務について、規定を削るものでございます。

その次のページ以降に、規則の改正文と新旧対照表を添付しております。

1 ページにお戻りいただきまして、1、(3)の施行期日は令和8年4月1日、2、臨時代理を行った日は3月26日でございます。3、臨時代理を行った理由は、令和8年4月1日からの組織改正に伴い、同日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項No. 2の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

これも臨時代理の報告でしたけども、総合教育センターのほうの組織改正に伴っての規則・規程を整備する必要があったということですが、何か御質問等ございますでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2につきましては、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたします。

報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 3「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 3につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー03、報告事項No. 3をお開きください。

初めに、1、臨時代理した事項は、川崎市教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則の制定で、川崎市聴聞等に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

規則改正に関連する制度と改正内容につきまして御説明いたしますので、次のページをお開きください。

聴聞の制度に関する説明をお示ししております。

(1)のとおり、聴聞とは、行政機関が処分の相手方や利害関係人等の意見を聞くための手続でございます。

(2)のとおり、行政手続法において、不利益処分をしようとするときは、聴聞の手続を執ら

なければならないとされています。

(3) のとおり、本市の条例・規則で定める不利益処分は行政手続法の適用外であり、川崎市行政手続条例において、聴聞の手続を執らなければならないことを含め、同法と同様の措置が規定されております。

(4) のとおり、聴聞の手続に関する必要な事項は、川崎市聴聞等に関する規則で市長が定めしており、同規則の定めを川崎市教育委員会聴聞等に関する規則が準用しております。

次のページをお開きください。

(1) のとおり、行政手続法が改正され、聴聞等における公示手続のデジタル化がされたことに伴い、行政手続条例が改正され、(2) のとおり、所在が判明しない場合における公示の方法による通知の方法を市長その他の執行機関の規則などで定める方法とされ、(3) のとおり、川崎市聴聞等に関する規則にて、インターネット上で公示する方法とされたことに伴い、川崎市教育委員会聴聞等に関する規則において引用条項の条ずれが生じたことから、改正を行うものでございます。

本規則改正の施行期日は、行政手続法等の改正の施行期日と同日の令和8年5月21日としております。

次のページ以降には、川崎市行政手続条例と川崎市聴聞等に関する規則の新旧対照表を、9ページ以降には、本報告事項である川崎市教育委員会聴聞等に関する規則の改正文と新旧対照表を添付しております。

1ページにお戻りいただきまして、2、臨時代理を行った日は令和8年3月26日でございます。3、臨時代理を行った理由は、川崎市聴聞等に関する規則の一部改正の公布(3月31日)に合わせて、教育委員会規則の規定を整備し、公布する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項No. 3の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

ただいま規則改正に関連する制度等、改正内容についての御説明をいただきましたが、この臨時代理報告に関しまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3につきまして、承認することに賛成の委員は挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたします。

報告事項No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項Ｎｏ．４「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項Ｎｏ．４につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー０４、報告事項Ｎｏ．４をお開きください。

初めに、１、臨時代理した事項は、川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則で、川崎市旅費支給条例の全部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

次のページをお開きください。

本規則改正に関連する川崎市旅費支給条例の全部改正でございますが、（２）と（３）にお示しのとおり、会計年度任用職員に適用する等級は任命権者が定めるとしていた規定がなくなったことに伴いまして、（４）にお示しのとおり、本報告事項である「川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則」を改正して、会計年度任用職員の旅費及び費用弁償の等級に関する規定を削るものでございます。

次のページには改正前の川崎市旅費支給条例を、５ページには川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の新旧対照表を、６ページ以降には本報告事項である川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の改正文と新旧対照表を添付しております。

１ページにお戻りいただきまして、１、（３）施行期日は令和８年４月１日、２、臨時代理を行った日は令和８年３月２６日でございます。３、臨時代理を行った理由は、令和８年４月１日に新たな川崎市旅費支給条例が施行されることに伴い、同日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

報告事項Ｎｏ．４の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

これも教育長の臨時代理の報告でございます。会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則についてということで、旅費支給条例の全部改正に伴って所要の整備を行うという御説明でしたが、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項Ｎｏ．４につきまして、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたします。

報告事項Ｎｏ．５ 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

報告事項Ｎｏ．６ 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 5「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」及び報告事項No. 6「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」ですが、これらはいずれも情報セキュリティの基本方針に関する報告となりますので、一括して説明を受けたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【落合教育長】

それでは、異議なしとして、一括して説明を受けることといたします。

報告事項No. 5及び報告事項No. 6の報告2件の説明を、庶務課担当課長からお願いいたします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 5及びNo. 6につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、今回の訓令制定に関連する制度や法改正等の概要につきまして御説明いたしますので、ファイルナンバー05、No. 5、6、ファイルのほうは二つございまして、資料と書いてあるファイルのほうをお開きください。

1、川崎市教育委員会情報セキュリティ基本方針に関する規程の新規制定についてでございますが、(1)にて、地方自治法の改正が4月1日に施行されることに伴い、長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定めることが義務付けられました。

(2)にて、従来は、市長訓令である川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程を教育委員会などの市長以外の執行機関が保有する情報資産にも適用されてきましたが、今回の地方自治法の改正を踏まえて、執行機関ごとに基本方針を整備することとなったものでございます。

(3)にて、川崎市教育委員会において、市立学校が保有する情報資産については、教育委員会訓令である川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程が定められておりますが、市立学校を除く教育委員会が保有する情報資産については、サイバーセキュリティを確保するための方針を新たに定める必要が生じるため、今回、川崎市教育委員会情報セキュリティ基本方針に関する規程を制定するものでございます。

3ページをお開きください。

地方自治法の改正の概要でございまして、上のほうにある矢印部分にお示しのとおり、地方公共団体におけるサイバーセキュリティの確保の方針の策定について、施行期日は、下のほうにある下線部分のとおりに、令和8年4月1日とされております。

次のページをお開きください。

地方自治法に新設された規定となっております、長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、これを公表しなければならないとされております。

次のページをお開きください。

市長訓令である川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部改正の新旧対照表となっ

ております。

左側の改正後の「新」にお示しの第1条において、この訓令が地方自治法に基づくものであることが明記され、右側の改正前の「旧」にお示しの第2条に掲げている市長訓令の適用対象となる各局から、教育委員会を含めた市長以外の執行機関を外す改正内容となっております。

7ページをお開きください。

川崎市教育委員会におけるサイバーセキュリティを確保するための方針の概念図をお示ししたもので、左側で、市立学校を除く教育委員会が保有する情報資産に関しては、基本方針に関する規程を新規制定し、右側で、市立学校が保有する情報資産に関しては、既にある基本方針に関する規程を一部改正することとし、川崎市教育委員会においては、これら二つの基本方針をもって、サイバーセキュリティを確保するための方針といたします。

今回の規程の新規制定に当たって参考としたものとして、次のページ以降に市長訓令である川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程、12ページ以降に総務省が策定した地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの第1章、情報セキュリティ基本方針（例文）を添付しております。

2ページにお戻りください。

2、川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部改正についてでございますが、（1）にて、この訓令が地方自治法に基づくものであると位置付ける所要の整備を行うとともに、（2）にて、教育委員会訓令を新たに制定することに伴い、紛れが生じないように、下のほうに黒ポチ列挙でお示しのとおり、それぞれの役職に学校を付する文言の整理を行うものでございます。

それでは、引き続き、臨時代理した事項の詳細について御説明いたします。

もう一つのファイルナンバー05、No. 5、6をお開きください。

初めに、報告事項No. 5について御説明いたします。

1、臨時代理した事項は、お示しのとおり川崎市教育委員会情報セキュリティ基本方針に関する規程の制定でございます。

次のページをお開きください。

新規制定の規程の条文をお示ししております。

第1条にて、地方自治法に基づく基本的な方針であることを明記し、第2条で、それぞれの用語の定義を規定し、次のページに参りまして、第3条にて、対象とする脅威として想定されるものを列挙し、次のページに参りまして、第6条第2項にて、情報セキュリティ責任者には教育次長、統括情報セキュリティ管理者には庶務課長を充てることとし、第7条と第8条にて、それぞれの責務を規定しております。

その下にあります、第9条第1項にて、情報セキュリティ対策として、第1号で人的な対策、第2号で物理的な対策、第3号で技術的な対策が掲げられています。

次のページに参りまして、第12条にて、情報セキュリティ対策基準は、情報統括監理者である副市長が定めることとしております。

附則において、この訓令の施行期日は、令和8年4月1日としております。

1ページにお戻りいただきまして、2、臨時代理を行った日は令和8年3月26日でございます。3、臨時代理を行った理由は、令和8年4月1日に地方自治法の一部改正が施行されることに伴い、同日までに訓令を制定する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものの

でございます。

続きまして、報告事項No. 6について御説明いたします。

7ページをお開きください。

1、臨時代理した事項は、お示しのとおり、川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部を改正する訓令の制定でございます。

10ページをお開きください。

新旧対照表でございますが、第1条にて地方自治法に基づくことを明記し、次のページに参りまして、下のほうにある第4条から情報セキュリティ管理体制など、次のページ以降の条文にそれぞれの役職が規定されており、これらについて文言整理を行うものでございます。

7ページにお戻りいただきまして、1、(3)施行期日、2、臨時代理を行った日、3、臨時代理を行った理由は、先ほど御説明しました報告事項No. 5と同じ内容でございます。

報告事項No. 5及びNo. 6の説明につきましては、以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

ただいま報告事項No. 5とNo. 6を一括して説明をしていただきましたが、サイバーセキュリティを確保するために、まずは方針を定めていくという内容だったかと思いますが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては、報告事項ごとに行います。

まずは報告事項No. 5につきまして、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたします。

次に、報告事項No. 6につきましては、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は承認することに決定いたします。

8 議事事項Ⅰ

議案第1号 令和9年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について

【落合教育長】

続いて、議事事項Ⅰに入ります。

議案第1号「令和9年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」の説明を、指導課長からお願いいたします。

【小竹指導課長】

指導課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号、令和9年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について御説明させていただきます。

それでは、ファイルナンバー06、議案第1号の1ページを御覧ください。

初めに、令和9年度川崎市使用教科用図書採択方針について御説明いたします。

1の目的でございますが、教科用図書は、各学校において教科の主たる教材として使用を義務付けられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものであることから、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期するため、方針を定めるものでございます。

次に、2の採択の基本的な考え方、(1)採択の権限でございますが、四角囲みに法律の条文を抜粋しておりますが、教科書その他の教材の取扱いに関することについては、教育委員会の職務権限とされております。

2ページを御覧ください。

(2)採択する教科用図書でございますが、今年度につきましては、令和9年度に使用する教科用図書を採択するものでございまして、採択対象は、国が作成する教科書目録に登載された教科用図書となります。なお、学校教育法附則第9条に規定する学校等のうち、特別支援学校、特別支援学級等におきましては、教科書目録に登載された教科用図書以外の教科用図書も使用できるとされております。

次に、(3)教科用図書の調査審議でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものでございます。

3ページを御覧ください。

(7)採択時期でございますが、令和8年8月31日までにを行うものといたします。

4ページを御覧ください。

3の教科用図書の調査審議の(1)教科用図書選定審議会でございますが、教育委員会は、審議会に対し、教科用図書の調査審議を諮問し、審議会は、次の(2)から(4)までに掲げる調査研究会等からの報告等を参考に調査審議し、その審議結果を教育委員会へ答申するものでございます。

5ページを御覧ください。

4の教科用図書の採択手順でございますが、(1)の小学校教科用図書及び(2)の中学校及び川崎高等学校附属中学校教科用図書は、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

(3)の高等学校用教科用図書及び、6ページを御覧いただき、(4)の特別支援学校等教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんが、毎年採択を行うこととしております。

7ページを御覧ください。

5の教科用図書展示会でございますが、本年6月5日から7月29日までの期間におきまして、お示しの8か所で実施する予定でございます。

8ページを御覧ください。

こちらは高等学校における教科用図書の採択手順でございますが、左下の四角囲みにあります校内調査研究会では、教科ごと全ての教員で構成され、この教員が教科用図書の採択の観点の作成・選定や、候補となる複数の教科用図書に関する内容の調査研究の作業に関わりながら進めていくものでございまして、9ページを御覧いただきますと、こちらは特別支援学校等における教科用図書の採択手順を示しております。

10ページを御覧ください。

今後のスケジュールでございますが、審議会の審議結果を教育委員会へ答申し、8月の教育委員会におきまして、毎年、教科用図書を採択いただいておりますが、詳細なスケジュールがまとまり次第、教育委員会委員の皆様には改めて情報提供をさせていただく予定でございます。

11ページを御覧ください。

諮問内容は記載のとおりでございます。

12ページを御覧ください。

本議案を御承認いただけたら、川崎市教科用図書選定審議会に諮問し、手続を進めてまいります。

また、13ページ以降は、教科用図書選定審議会の設置根拠である川崎市附属機関設置条例を掲載しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

令和9年度の川崎市使用教科用図書採択方針と教科用図書の選定に係る諮問について御説明をいただきました。目的や基本的な考え方、あるいは採択手順等を説明していただきましたが、小学校と中学校については同一のものを採択する、それから高等学校、特別支援学校につきましては、毎年採択を行うということでございます。

何か御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

【西井委員】

よろしいですか。

【落合教育長】

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

本件について異論はないんですけども、そもそも高等学校は、毎年、教科書を選定すること、という理由からそのようになっているのか、同様に特別支援学校についても教えてほしいということが質問です。

【落合教育長】

指導課長、よろしいですか。

【小竹指導課長】

ありがとうございます。

御説明で触れさせていただきました。確かに説明上、特にこういう定めはないという形であれば、本来、毎年選定しなくてもいいんじゃないかという議論があるんですが、川崎の場合、高等学校、特別支援学校も、毎年、教育委員さんの皆様に選定をさせていただいているという状況もございまして、本市につきましては、各学校の、特に高校と、研究会も含めて、各教諭の先生方に選定に関わっていただいていますので、各学校の実態に則した採択をこれまで実施してきたというのが状況でございます。

以上でございます。

【落合教育長】

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

ありがとうございます。

特段の理由はないという、慣例によるところだと思いますけども、校内研究が非常に活発になされているというのはすばらしいことで、これについては非常に、先生方の協力とか、高等学校は各学校ごとに教科書の選定をされるということで、ここは基本的なところということで尊重しているんですけども、この先生方に、校内研究の皆様から、今年度の選定について、昨年度や一昨年度からの変更理由や、継続の可否に関する検討内容を、最終的に採択する教育委員会にもお示しいただきたいと思います。先生方の協力を無にするわけではないですけども、何か本当に余計な労力をかけていただきたくないなというのもございまして、もしそういうことがあるのであれば、法令で定めるラインであれば、小中学校と同様に、ある一定の期間はこれを継続していくという考え方があってもいいんじゃないかなと、このように思いますので、意見として言わせていただきます。

【落合教育長】

貴重な御意見をありがとうございます。

あくまでも高校、特別支援学校につきましては、やはりそれぞれの学校の学びの経験の差が出るとか、やっぱりその実情をよく知っているのは学校現場の先生方ですので、そこで十分議論されてきたとか、こういう経過でこの教科書を推薦するというような、ただ、きちんと御説明をいただければなど、まず、それを尊重していきたいと思いますので、ありがとうございます。

そのほかの点では、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございました。

それでは、議案第1号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

＜全員挙手＞

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第2号 川崎市市民館条例の一部改正の方針について

議案第3号 川崎市立図書館条例の一部改正の方針について

【落合教育長】

次に、議案第2号「川崎市市民館条例の一部改正の方針について」及び議案第3号「川崎市立図書館条例の一部改正の方針について」ですが、これらはいずれも川崎市市民館及び川崎市立図書館における指定管理者制度の導入に係る議案となりますので、一括して審議したいと思います。異議はございませんでしょうか。

【各委員】

＜了承＞

【落合教育長】

ありがとうございます。

それでは、異議なしとして、一括して説明を受けることといたします。

議案第2号及び議案第3号の議案2件の説明を、生涯学習推進課担当課長からお願いします。

【米井生涯学習推進課担当課長】

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号及び議案第3号について御説明いたしますので、ファイルナンバー8の1のファイルをお開き願います。

1ページお進みいただき、2ページの1、条例改正までの経緯を御覧ください。

(1) 今後の市民館・図書館の在り方でございますが、令和3年3月に、市民館・図書館が地域の中でそれぞれの機能を最大限発揮しながらその役割を果たしていくため、施設運営や施設整備の方向性を示すものとして策定したものでございまして、今後のめざす方向性といたしましては、行きたくなる市民館・図書館、まちに飛び出す市民館・図書館、地域のチカラを育む市民館・図書館とし、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していくとしております。

3ページを御覧ください。

(2) 市民館・図書館の管理・運営の考え方でございますが、令和4年8月に、今後どのような管理・運営の手法が、今後の市民館・図書館の在り方実現のために適しているのか、生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのかという視点に立ち、効率的・効果的な管理・運営手法を検討し、策定したものでございまして、これまでに本市が培ってきた知識・経験の継続や公共性にしっかりと配慮した上で、市民館及び図書

館の新たな管理・運営手法として、指定管理者制度の導入を行うこととしております。

4 ページを御覧ください。

2、指定管理者制度導入予定時期でございますが、本議案の対象館を赤枠でお示ししておりますが、令和10年7月に、幸市民館、幸市民館日吉分館、幸図書館及び幸図書館日吉分館に指定管理者制度を導入する予定でございます。

5 ページを御覧ください。

3、指定管理者制度導入後の各館関係図でございますが、黒色は直営館、白色は指定管理者制度導入館、青枠は同一指定管理者で対応することを示しております。また、図書館は、直営館が隣接区の指定管理館のモニタリングを行ってまいります。

6 ページを御覧ください。

4、導入スケジュールでございますが、本年6月の市議会定例会に条例改正議案の提出を予定しており、その後、募集準備を行い、令和9年4月に指定管理者の募集開始、6月には民間活用事業者選定評価委員会を開催し、指定管理予定者を選定いたします。その後、9月の市議会定例会において指定議案を提出し、指定管理者への引継ぎを行いながら、令和10年7月から指定管理者による運営を開始する予定でございます。

7 ページを御覧ください。

5、条例改正の方針でございますが、(1)川崎市市民館条例につきましては、幸市民館及び幸市民館日吉分館に指定管理者制度を導入するため、条例第4条の2の施設名称等の改正を行うものでございます。

(2)川崎市立図書館条例につきましては、幸図書館及び幸図書館日吉分館に指定管理者制度を導入するため、条例第5条の施設名称の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございます。

ただいま議案第2号と議案第3号を一括して御説明いただきました。条例改正までの経緯や市民館・図書館の管理運営の考え方、指定管理者制度導入への予定時期とかスケジュール、条例改正の方針等についての御説明でしたが、何か御質問、御意見ございましたら、お願いいたします。

坂口委員、お願いします。

【坂口委員】

御説明ありがとうございます。大変なお仕事をここまで進めて、再編なさろうという図がこうやっとなんて見えてきたというのを、大変応援したいなと思って伺っておりました。

同時に、市民館と図書館を指定管理者にするから、学びと活動をこれから市民の方のほうを向いて広げていくという発想、もちろんそのとおりなんですけど、具体的にはどうやるんですかというのが私の質問です。中原図書館が一応中央図書館的役割ということで特出しされていて、川崎地区、多摩地区、高津という図書館のネットワークというのを取り込みました。市民館は、ここにどうやって関わるんでしょうか。

【落合教育長】

生涯学習推進課担当課長。

【米井生涯学習推進課担当課長】

図書館は図書館でネットワークはつくっておりますが、市民館につきましても、各区に1館ずつございますし、また、図書館と併設されている市民館というのが、今回、図書館も指定管理に移行していくということを考え、市民館と同じ施設の中に入っている図書館を指定管理にお任せをするということで計画をさせていただいております。それは、もちろん同じ社会教育施設であり、市民館と図書館の特性もしっかりと踏まえた上で、連携をしながら、指定管理者にお願いをしていこうというところで、同じ建物の中に入っているところ、また、共用でロビーとかも設置しておりますので、そういったところを使って、しっかりと市民の皆さんの学びであったりとか、つながりであったりとかをつくっていく仕掛けをつくっていただきたいということで、指定管理者にお任せをしようというふうに考えているところでございます。中原については、市民館だけを指定管理者さんにお任せはするんですけれども、もちろん同じ区内にある図書館ですので、そこの連携というのも今、模索をしているところでございますので、図書館と市民館は連携をしながら、区の中で社会教育を進めていっていただきたいという思いはございます。

以上でございます。

【落合教育長】

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。

今、資料の5ページの図を拝見しています。直営のところ、指定管理者のところというのを区分けして、どこがどこをモニタリングするのかということも、そこで関係性も書かれているものだとは思いました。ただ同時に、市民館というのは、いわゆる中央公民館的な役割というのも、今後、持たないという方針で指定管理者に移行していったということを考えると、図書館のネットワークに関しては、具体的に、やっぱり蔵書だったりとか活動だったりというのは、割と共有しやすく、もともとのネットワークもきちんとできている。それに対して、指定管理を受けている市民館というのは、その地域においてはとても上手にやってくださると思うんです。けれども、誰が川崎の生涯学習、社会教育の方針を考えるのか。職員だけではないというか、とりわけ市民中心に行ってきた川崎なので、別に中央公民館を二つに分けたというんじゃないくて、指定管理になって、地域のほうに向いていращやるそれぞれの市民館の指定管理者の方々と、川崎市全体の思いとか考え方をどんなふうにつなげて推進していくのかという辺りを教えてください。

【落合教育長】

生涯学習推進課担当課長。

【米井生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

川崎がもともと中央公民館という考えを持たない、全部並列で、それぞれ各区に市民館を置い

ているというのが、まず前提としてございます。なので、今でも指定管理者を含めて、集まって情報交換をしたりですとか、それぞれの事業の担当者会議みたいなものも、これも指定管理者も一緒に各事業の担当者会議を実施していたりですとか、また、職員の研修なんかも一緒にやるということで、そこは直営とか指定管理ということは関係なく実施しております。後に全てが指定管理にはなっていくんですが、もちろん各区に公民館、いわゆる市民館だけではなくて、区のほうに生涯学習支援担当というものを置いて、そこと一緒に区域で社会教育をやっていくという、今回のつくりで指定管理者制度を導入しておりますので、そういった意味では、各区に指定管理者と各担当の職員がいて、そことみんなで月に2回集まって共有していくというのが一つと、あと、そういった社会教育振興事業、いわゆる社会教育の事業の面におきましては、生涯学習推進課も一緒に入って回していくという、仕組みをつくっておりますので、そういったところはしっかりと継続をしながら、全体で社会教育の公民館の機能を考えていくというようなつくりにしたというふうに考えております。

以上です。

【落合教育長】

よろしいですか。

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

まず、令和5年から教育プランに切り替えていって、そういったネットワークだったりとか、3ページにある市民ニーズ、そういう観点を広げていくというように進めていただいているところなんですけど、ぜひ、今日の話があったのは、統一化とそれから効果を並べていくという、次々と、効率化のところについて、仕組みが前に進みましたよという項目があったと思うんですけども、実際、サービスを変えられて、それに対して市民の方々がどういうふうに参加をされていたのか、あるいは、まちに飛び出す市民館・図書館とか、そういう観점에서、新たにつくられたサービスに対して、どういうアクセスがあったのかという辺り、そちらの効果も示していただけると、今の教育プランが機能しているんだなというところが我々にも理解できるかなと思いますので、ぜひ、その観点でお答えいただければと思います。

【落合教育長】

ありがとうございます。

いいですか。今、御意見を伺ったということでよろしいでしょうか。

生涯学習推進課担当課長。

【米井生涯学習推進課担当課長】

令和7年度から、中原と高津に指定管理者制度を導入して、今、ようやく1年が経とうとしています。これから1年間のものを評価していくというタームに入っていくんですけども、まだ、評価委員会がどこも行われていませので、どういう評価になったかということがあれば、また機会を捉えてとは思っておりますが、利用者懇談会というものも実施していただいて、実際に市民館とか図書館を使っていらっしゃる方々の声を聞く場を必ず設けるということでは、推進課と

しても、様子を見るためにも参加させていただいているんですが、市民の方々の評価としましては、まず、その他の評価としましては、非常に明るくなったというの、直営の評価では必ずしもないんですが、明るくなって、すごくよくなったという、相対的によくなったという評価をいただいているところです。また、自主事業なども新たに始められたりですとか、高津であれば、親子で参加できるようなワークショップを実施したりとか、あと、中原であれば、健康ウォーキングで、地域を歩いてみるみたいな、そういった自主事業をされたりとか、一定、やはりそこに参加をされる市民の方々もいらっしゃいますので、そういった意味では、市民の方々としては、非常によくなったという評価をいただいているところではございます。事業面は、そういったことでいただいておりますので、また評価が出ましたら、御報告ができるタイミングで御報告したいと思っています。

以上です。

【西井委員】

よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

ほかの先生。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。

生涯学習が一大ブームになった時代について、非常に難しいことに取り組んでいらっしゃると思います。就労年齢も上がっている、地域の担い手不足とともに利用者が減っているというのは、私も否めないことだと思います。継続していくということが、私はすごく気になるんですね。未来に向けて、私が思っているのは、今後の目指す方向性で、まちに飛び出す市民館・図書館というところ、あるんですけども、ちょうど小学校の3年生でまち探検が始まるんですよ。教科書には公民館という文言が出てくるんですけども、公民館について学ぶことになって、先生が「公民館を知っている人」と尋ねても、誰の手も上がらなかったんですね。じゃあ説明するねとなったんですけども、ちょうど探究活動と同じなんじゃないですか。市民館とか図書館も、教育委員会の管轄じゃないですか。学校にはよく、出前授業で消防士さんが来てくださったりするんですね。市民館、分館、図書館も、そういう探究活動のときに、学校とかに飛び出していくのはいかがかなと思って、まち探検を3年生ぐらいから行うんですけど、自分の学区内に市民館とか図書館がある子たちはそこに行くんですけど、ない子たちは行かないんですよ。なので、全然分からないままなので、図書館の活動、図書館の本持って行って教えとか、何かちょっと未来へ、子どもたち、結局は未来の利用者になると思いますけども、単なる貸館にとどまらないためには、その年代の利用層を補っていくしかないと思うので、その辺の種まきのものをちょっと飛び出してみる、もっとみんなの中に入っている、ちょうど探究活動が始まるので、ちょっと考えていただくのはどうかと常々思っております。よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

生涯学習推進課担当課長。

【米井生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

御意見いただいたものについては、図書館とか市民館の連絡会とかで、説明をして、アイデアの共有をしていきたいと思います。ありがとうございます。

【落合教育長】

芳川委員、どうぞ。

【芳川教育長職務代理者】

すみません。今の形で考えると、実は指定管理者制度になってしまうと、相手先の人員が多分すごく限定的になってしまうので、飛び出せないんじゃないかなと逆に考えるわけですね。だから、そこをどういうふうにネットワークの中で考えるかとか、事前に、いわゆるプランニングを入れておくとか、そういうのが必要ではないのでしょうか。

【落合教育長】

担当課長。

【米井生涯学習推進課担当課長】

ありがとうございます。

指定管理者の方々にお願いをするときの仕様、いわゆるこういうことをお願いしますという中には、もちろん他機関との連携ということも入れさせていただいておりますので、その中で、今、いただいたような学校との連携というところでどう捉えるかとか、今もいただいた意見なんかはお伝えできれば、可能な範囲でできるのではないかと思います。聞かせていただきましたし、あと、市民館においては、飛び出していくというところについて、提案をいただく指定管理者が外に出ていくということもあるんですが、区のほうで、モニタリングをするだけではなくて、区域で、いわゆる社会教育のやり方を使いながら、つながりをつくっていくというために、区に担当者がおりますので、そうしたところと連携をしながら、区のほうで役割分担をして、外に飛び出していくということはやっていきたいというふうに考えているところです。

【落合教育長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。

それでは、採決に入りたいと思いますが、採決につきましては議案ごとに行います。

では、まず議案第2号につきまして、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号につきまして、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

＜全員挙手＞

【落合教育長】

ありがとうございます。全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決いたします。

ここで傍聴人の方に申し上げます。

これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

＜以下、非公開＞

9 報告事項Ⅱ

報告事項No. 7 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

田中庶務課長が説明した。

落合教育長が会議に諮った結果、報告事項No. 7は承認された。

報告事項No. 8 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

森庶務課担当課長が説明した。

落合教育長が会議に諮った結果、報告事項No. 8は承認された。

報告事項No. 9 教育委員会関係訴訟案件について

森庶務課担当課長が説明した。

報告事項No. 9は終了した。

報告事項No. 10 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【落合教育長】

次に、報告事項No. 10「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

て」の説明を、庶務課担当課長からお願いします。

【森庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 10につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー11、報告事項No. 10をお開きください。

こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」について御報告するものでございます。

こちらの表にお示しのとおり、専決処分年月日は令和8年3月13日、損害賠償の額は8万4,678円でございます。

事件の概要でございますが、令和7年10月3日、市立学校の敷地内で、本市職員が草刈り作業中、草刈機によって跳ねた石が、当該敷地内を走行していた被害者所有の小型自動車に当たり、破損させたものでございます。

この事件について、本市に国家賠償法に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございまして、この案件につきましては、令和8年第2回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

事件の概要につきましては、今の御説明のとおりでございますが、何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、報告事項No. 10は終了といたします。

10 議事事項Ⅱ

議案第4号 令和9年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について

【落合教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

それでは、議案第4号「令和9年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について」の説明を、指導課担当課長からお願いいたします。

【山本指導課担当課長】

お願いします。

それでは、議案第4号の令和9年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱について、御説明させていただきます。

本要綱は、令和8年度に実施する川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜の志願資格、学力検査の期日等を定めたものでございます。

初めに概要を御説明いたしますので、ファイルナンバー12-2、議案第4号資料のファイルを開き、令和9年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜の概要を御覧ください。

1、募集の区分でございますが、一般募集において共通選抜と定通分割選抜を実施し、特別募集では在県外国人等特別募集を実施しております。対象校や課程については、それぞれ表に記載のとおりとしています。

次に、2、志願資格でございますが、初めに通学区域につきましては、全日制及び定時制課程の普通科は川崎市内、全日制及び定時制課程の専門学科は神奈川県内としております。

次に、就学の規制につきましては、全日制課程の普通科では、本人及び保護者が市内に在住すること、専門学科では、県内に在住することとしており、定時制課程の普通科では、本人が市内に在住または在勤すること、専門学科では、県内に在住または在勤することとしております。

また、就学の特例として、全日制及び定時制課程の普通科では、川崎市外であっても県内在住者は志願することができるものとし、この場合において入学許可数は、募集定員の8%以内としております。

次に、3、選抜のための検査でございますが、全日制課程では、原則として5教科の学力検査を、昼間部を含む定時制及び定時制課程の定通分割選抜では、3教科の学力検査を実施し、加えて、各校の必要に応じて特色検査を実施することができるものとしております。

募集期間、学力検査の実施及び合格発表の期日につきましては、表に記載のとおりです。

なお、参考資料として、2ページ及び3ページに令和9年度入学者選抜における川崎市立高等学校の募集形態を、4ページに川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）を添付しておりますので、併せて御確認ください。

続いて、議案について御説明いたします。

ファイルナンバー12-1、議案第4号のファイルを御覧ください。

ただいま概要を説明いたしました令和9年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱でございます。本要綱に基づき、令和9年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜を行ってまいります。

教育委員会での可決後に、市ウェブサイト等で周知してまいります。

なお、募集定員につきましては、本年10月の教育委員会で改めてお諮りする予定です。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

御説明ありがとうございました。

川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱についてということで、募集区分、志願資格、あるいは選抜のための検査の御説明をいただきました。募集定員につきましては、また10月の教育委員会で改めてお諮りするということですが、何か御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。

坂口委員、お願いいたします。

【坂口委員】

御説明ありがとうございました。

川崎市立高等学校の特別募集の在県外国人等特別募集、こちらは厳しい中、きちんと残してくださり、そしてこのように書き込んでいただいていること、大変必要であり、本当によいことだと思っております。本当に個人的に引っ越してでも、この枠を目指して入らないと入れないとい

うような、来日して6年以内という、本当に小学校4年生でやってくるという、そのような、書いていないような、4年生以上ですね、4年生、5年生、中学生で初めて日本社会にやってくる子どもたちにとっての希望の枠となっていますので、ぜひ維持していただきたいというのがまず一つです。ありがとうございます。

一つ質問なのですが、恐らく受験する層というのは、川崎高校だけではなくて、この市立の高等学校、様々な背景を持つ方が増えているのかなというふうに思います。例えば、ある属性を持つ子どもたちに対しては、受験の試験と時間を少し延長するとか、機械を使っていいとか、そのような細かなことというのも実施なさっているのでしょうか。

【落合教育長】

はい、課長。

【山本指導課担当課長】

昨年も、特別な事情を持つ受験生の方がおられるということで、御指摘をいただいて、川崎市教育委員会のホームページに、「特別な事情をお持ちの方」というところで、合った項目を入れさせてもらっています。

時間の延長だとか、ルビ振りだとか、基本的には、受験生が当日の試験に不安なく臨めるようにというのが、これは県と3市で共通して目指しているところでありまして、基本的に受験生は中学校に申し出て、中学校と高校が協議をして、その子が本当に当日不安なく臨めるような環境を準備しようということで、その子に合った配慮をしているところでございます。

なお、ルビ振り問題とか時間延長のほかに、昨年ですと、別室だとか、サングラスを使いたいですとか、リーディングトラッカー、視線の移動を補助するようなものというものも、学校の配慮でやってもらっております。

【坂口委員】

ありがとうございました。

【落合教育長】

よろしいですか。

そのほかについて、いかがでしょうか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

私も定時制を残してくださって大変感謝申し上げます。中学校は入学式しか行けなかった子が定時制高校に進学して、生徒会長をやっているということもあります。何かが受ければここにいるんですが、各学校、自分らしく、ちょっと自分の地域から離れて、川崎は細長いので、ちょっと遠い定時制でもやりくりしながら通っているという話も聞いております。

不登校の子どもたちが非常に増えてきているのは、もう皆さん御存じのとおりだと思います。不登校のお子さんをお持ちの御両親、保護者の皆様は、高校に行けるなんてないって諦めているケースも、小学校の段階からあると思います。リード学習であったりとか、その子をつなげるとこ

ろから寄り添う学習環境を教員の皆様非常に工夫をしながらやったださっている、まだまだ進学という希望を捨てなくてもいいのではないかと私は思っております。

中学校長の承認期間が大事だと思うんですね。これの前に、普通科の全日制のほうの高校に行ける子たちは、どんな高校に行こうかすごく探すと思うんですけど、不登校の子どもたちの親御さんたちは、ここを探すところ、ホームページを見るということを諦めてしまっているようなケースもあると思うんですね。なので、どうにかして、そういう進学方法が川崎市にはあるよというお知らせをもっと届けていく方法はないものかなと常々思っております。全員が受かるというわけではありませんが、そこに希望を持ち、私立の通信制などに非常に学費も高く、奨学の対象にもなっていないので、親御さんの負担は非常に大きなものになっております。なので、この定時制には、そういう子たちも希望はあるよというお知らせを、ぜひ、昨年度もたしかお願いしたような気がするのですが、今年度もぜひ御一報いただきたく思います。よろしくお願いいたします。

【落合教育長】

指導課担当課長。

【山本指導課担当課長】

基本的には、受験生、中学生に対しての連絡というのは、中学校を通してという連絡に頼らざるを得ないところがありますが、そのほかにも、県が主催している不登校の生徒・保護者を含めた方向けの相談会ですとか、そういう案内は県のホームページとかでも見ることができますし、そこにもたくさん、横浜の西公会堂とかでやっている相談会なんですけども、参加していただいています。

今、私立の通信制のお話がありましたけれども、正確には私立の授業料無償化の対象ではないので、少し減額されているというところがあって、選択肢にはこれからなりやすくはなるのかなと思いますが、やはり公立学校としてということというのは進めていかなければいけないなというところです。

【落合教育長】

よろしくお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、議案第4号につきまして、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【落合教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決されました。ありがとうございます。

1 1 閉会宣言

【落合教育長】

以上をもちまして、本日の定例会は終了といたします。

(1 5 時 3 0 分 閉会)